

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(幕別町議会の個人情報の保護に関する条例等の一部改正)

第1条 次に掲げる条例の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

- (1) 幕別町議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年条例第33号）第54条から第56条まで
- (2) 幕別町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第37号）附則第3条第3項及び第4項
- (3) 幕別町情報公開・個人情報保護審査会条例（令和4年条例第38号）第6条

(幕別町職員の給与に関する条例及び幕別町消防団条例の一部改正)

第2条 次に掲げる条例の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

- (1) 幕別町職員の給与に関する条例（昭和26年条例第3号）第16条の2第3号及び第4号並びに第16条の3第1項第1号及び第5項第1号
- (2) 幕別町消防団条例（平成27年条例第31号）第6条第1号

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

- 2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有

期のものに限る。以下この項において同じ。) が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

第3条 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定めの例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

第4条 禁錮以上の刑が定められている犯罪についてされた起訴は、拘禁刑以上の刑が定められている犯罪についてされた起訴とみなす。